

令和 6 年 4 月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和 6 年 4 月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要。
- 請求される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないように、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい。

救済の**請求日**は、令和 6 年 4 月 1 日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和 6 年 4 月 1 日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

※コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に 1 回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

①65歳以上

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち
定期接種
対象者

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の
「**臨時接種及び A 類疾病の定期接種**」
として**市町村**に請求

予防接種健康被害救済制度の
「**B 類疾病の定期接種**」
として**市町村**に請求

医薬品副作用被害救済制度で
(独) **医薬品医療機器総合機構**
(**PMDA**) に請求